

伊江村高校生保護者に対する交通費負担軽減補助金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高等学校等に在学する生徒の扶養義務者が学校行事に参加するときの交通費等の負担軽減を図ることを目的に交通費負担軽減事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校、特別支援学校高等部
- (2) 学校行事 各学校が作成する行事予定表（計画表）に記載されている行事や学校から個別に発出された通知等の全生徒が対象となる行事（三者面談、入学式、文化祭・体育祭等）
- (3) 扶養義務者 民法第877条第1項に定める者で、かつ、受給資格者世帯と生計をともに維持するもの
- (4) 交通費等 乗船時（車両・人）領収書、航空券領収書、宿泊時領収書、その他教育長が認めた領収書

(補助金交付対象要件)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 伊江中学校を卒業した生徒の扶養義務者
- (2) 高等学校等に就学している生徒の扶養義務者
- (3) 伊江村に住所を有している、かつ、居住している扶養義務者
- (4) その他教育長が認めた者

(補助金交付対象経費)

第4条 補助金交付対象経費は、第2条第1項第4号に規定する経費で、補助金は現金とする。

2 補助金交付対象の学校行事は3回までとし、補助金交付申請は12月末までにしなければならない。

3 補助金交付対象経費のうち宿泊に要する経費は宿泊する日数にかかわらず一人当たり7,000円/回を上限とする。また、航空賃に要する経費は航空利用者人数にかかわらず40,000円/回を上限とする。

(補助対象期間)

第5条 本事業の補助対象期間は、第2条第1項第1号に基づく生徒が高校を卒業するまでの期間とする。ただし、教育長が特に認めたときは、この限りでない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表1から別表5に掲げる当該対象となる額とし、予算の範囲内で定める額とする。

(補助金の交付申請及び請求)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、伊江村高校生保護者に対する交通費負担軽減補助金申請書(様式第1号)に次の各号に掲げるものを添えて、教育長に提出しなければならない。

(1) 三者面談等学校行事の公文又はそれに類する行事の日付がわかるもの

(2) 学校行事参加に要する交通費等領収書添付書(様式第2号)

(3) 伊江村高校生保護者に対する交通費負担軽減補助金請求書(様式第3号)

2 前項の規定により補助金交付申請を行うものは、年度内の次の期日に分けて申請するものとする。ただし、教育長が認めたときは、この限りでない。

① 当該年度の7月末日・・・1回目

② 当該年度の12月末日・・・2回目

(補助金の交付決定及び確定)

第8条 教育長は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の可否を決定し、その旨を伊江村高校生保護者に対する交通費負担軽減補助

金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者へ通知するものとする。

2 教育長は、前項の規定により交付決定を受けた申請者に対し、前条第1項第3号にて申請者が指定する金融機関の口座へ年度内の次の期日に分けて振り込む方法により支給するものとする。ただし、教育長が認めたときは、この限りでない。

① 当該年度の8月末日・・・1回目

② 当該年度の1月末日・・・2回目

（補助金の交付取消し）

第9条 第9条 教育長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の額及び確定額の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）この規則に違反したとき。

（2）提出書類に虚偽の記載をしたとき。

（補助金の返還）

第10条 教育長は前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る金額に関し、すでに補助金が交付されているときは、当該申請者に対し期限を定め、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第6条関係）

| 共通事項 | |
|------|--|
| 1 | 別表2～別表5は、学校行事1回あたりの補助金上限額である。 |
| 2 | 学校行事ごとに申請書をまとめるものとし、補助対象となる学校行事の申請は年3回までとする。 |

別表2（第6条関係）

| 対 象 | 沖縄本島内に進学した生徒の扶養義務者（保護者1名の場合） | | | | | |
|-----------|------------------------------|--------------------------|--------|--------|----------------------|------------------------------|
| 補助項目 | 内 容 | 行事1回に係る1人あたりの補助率 又は金額 | | | 補助金上限額 | 備考 |
| 車両 航送料 | 往復の合計額 | 車両 | 実経費① | ①の80%② | ア 4,000円 イ 5,000円 | 補助金上限額は ②の百円未満切 捨てとする。 |
| | | ア軽自動車 | 5,170円 | 4,136円 | | |
| | | イ乗用車 | 6,770円 | 5,416円 | | |
| 宿泊費 | 日数にかかわ らず | 7,000円 (7千円未満の場合全額) | | | 7,000円 | 1人1泊7千円を 限度とする。 |

別表3（第6条関係）

| 対 象 | 沖縄本島内に進学した生徒の扶養義務者（保護者2名の場合） | | | | | |
|----------|------------------------------|---------------------------|--------|--------|----------------------|------------------------------|
| 補助項目 | 内 容 | 行事1回に係る1人あたりの補助率 又は金額 | | | 補助金上限額 | 備考 |
| 車両航送料・船賃 | 往復の合計額 | 車両 | 実経費① | ①の80%② | ア 4,000円 イ 5,000円 | 補助金上限額は ②の百円未満切 捨てとする。 |
| | | ア軽自動車 ・乗船者 | 5,600円 | 4,480円 | | |
| | | イ乗用車 ・乗船者 | 7,200円 | 5,760円 | | |
| 宿泊費 | 日数にかかわ らず | 14,000円 (1万4千円未満の場合全額) | | | 14,000円 | 1人1泊7千円を 限度とする。 |

別表 4 (第 6 条関係)

| 対 象 | 沖縄本島外に進学した生徒の扶養義務者 (保護者1名の場合) | | | | | |
|-----------|-------------------------------|----------------------------------|--------|--------|----------------------|------------------------------|
| 補助項目 | 内 容 | 行事1回に係る1人あたりの補助率 又は金額 | | | 補助金上限額 | 備考 |
| 車両 航送料 | 往復の合計額 | 車両 | 実経費① | ①の80%② | ア 4,000円 イ 5,000円 | 補助金上限額は ②の百円未満切 捨てとする。 |
| | | ア軽自動車 | 5,170円 | 4,136円 | | |
| | | イ乗用車 | 6,770円 | 5,416円 | | |
| 航空賃 | 往復の合計額 (人数にかかわ らず) | 40,000円 (4万円未満の場合 実経費の80%) | | | 40,000円 | |
| 宿泊費 | 日数にかかわ らず | 7,000円 (7千円未満の場合全額) | | | 7,000円 | 1人1泊7千円を 限度とする。 |

別表 5 (第 6 条関係)

| 対 象 | 沖縄本島外に進学した生徒の扶養義務者 (保護者2名の場合) | | | | | |
|----------|-------------------------------|----------------------------------|--------|--------|----------------------|------------------------------|
| 補助項目 | 内 容 | 行事1回に係る1人あたりの補助率 又は金額 | | | 補助金上限額 | 備考 |
| 車両航送料・船賃 | 往復の合計額 | 車両 | 実経費① | ①の80%② | ア 4,000円 イ 5,000円 | 補助金上限額は ②の百円未満切 捨てとする。 |
| | | ア軽自動車 ・乗船者 | 5,600円 | 4,480円 | | |
| | | イ乗用車 ・乗船者 | 7,200円 | 5,760円 | | |
| 航空賃 | 往復の合計額 (人数にかかわらず) | 40,000円 (4万円未満の場合 実経費の80%) | | | 40,000円 | |
| 宿泊費 | 日数にかかわらず | 14,000千円 (1万4千円未満の場合全額) | | | 14,000円 | 1人1泊7千円を 限度とする。 |

伊江村高校生保護者に対する交通費負担軽減補助金申請書

伊江村教育長 殿

保護者

氏 名 _____ ⑩

住 所 _____

電話番号 _____

下記のとおり伊江村高校生保護者に対する交通費負担軽減補助金の交付を受けたいので申請します。

記

☆同じ学校行事に複数の生徒が参加している場合は、代表の生徒1名の名前を記入

| | | | | |
|------------------|-----|-------|--------|--|
| ☆ 生 徒 ☆ | 学校名 | | | |
| | 氏 名 | | 学 年 | |
| 参加した 学校行事 | | | | |
| 宿泊の有無 | | 有 ・ 無 | | |

※添付書類

- ①参加した学校行事の公文の写し
- ②学校行事参加の際に要した乗船時（車両・人）領収書、航空券領収書、宿泊時領収書

様式第2号（第7条関係）

学校行事参加に要する交通費等領収書添付書

領収書を貼付（のりづけ）してください。

【領収書取扱の注意】

補助金申請には必要事項を記載している領収書**原本**が必要となります。

- ・乗船時領収書、航空券領収書
- ・宿泊時領収書

※レシート及び領収書等のコピーでは補助金は申請できませんので注意願います。

伊江教委第 号
令和 年 月 日

殿

伊江村教育長

伊江村高校生保護者に対する交通費負担軽減補助金交付（不交付）決定通知書

令和 年 月 日付で申請のありました伊江村高校生保護者に対する交通費負担軽減補助金助成について、下記のとおり交付（不交付）決定しましたので、伊江村高校生保護者に対する交通費負担軽減補助金交付規則第8条の規定により通知します。

記

交付決定の場合

1 補助の金額 円
2 交付日： 令和 年 月 日

不交付決定の場合

理由：